

平成28年

松 前 町 議 会

第 5 回 臨 時 会 会 議 録

平成28年12月13日 開会

平成28年12月13日 閉会

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表	1 頁
----------------------	-----

平成 28 年 12 月 13 日(火曜日) 第 1 号

○議事日程	2 頁
○会議に付した事件	2 頁
○出席議員	2 頁
○欠席議員	2 頁
○出席説明員	2 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	2 頁
○議長あいさつ	4 頁
○開会宣告・開議宣告	4 頁
○諸般の報告・議事日程	4 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5 頁
○日程第 2 議会運営委員会報告	5 頁
○日程第 3 会期の決定	5 頁
○日程第 4 報告第 9 号 専決処分報告について	5 頁
○日程第 5 議案第 66 号 松前町病院事業の設置等に関する条例及び松前町 病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一 部を改正する条例制定について（提案説明・質疑 ・討論・採決）	7 頁
○閉会宣告	15 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
66	松前町病院事業の設置等に関する条例及び松前町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	28.12.13	原案可決
報告9	専決処分報告について	同上	承認

平成28年12月13日（火曜日）第1号

平成28年
松前町議会第5回臨時会
平成28年12月13日（火曜日）第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会報告
日程第3 会期の決定
日程第4 報告第9号 専決処分報告について
日程第5 議案第66号 松前町病院事業の設置等に関する条例及び病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会報告
日程第3 会期の決定
日程第4 報告第9号 専決処分報告について
日程第5 議案第66号 松前町病院事業の設置等に関する条例及び病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
-

◎出席議員（12名）

議長	12番	伊藤幸司君	副議長	11番	西村健一君
	1番	飯田幸仁君		2番	沼山雄平君
	3番	福原英夫君		4番	近江武君
	5番	工藤松子君		6番	堺繁光君
	7番	油野篤君		8番	西川敏郎君
	9番	梶谷康介君		10番	斉藤勝君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	石山英雄君	副町長	若佐智弘君
総務課長	尾坂一範君	政策財政課長	佐藤久君
商工観光課長	佐藤隆信君	行政改革室長	内藤敏徳君
会計管理者兼出納室長	平田昭浩君	病院事業副管理者兼病院事務局長	
教育長	宮島武司君		小本清治君
学校教育課長兼学校給食センター所長		監査委員	藤崎秀人君
	阿部猛君	議会事務局長	川村敏之君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	川村敏之君	議会事務局次長	斉藤明君
--------	-------	---------	------

議会事務局書記 三 国 大 地 君

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、平成28年松前町議会第5回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から平成28年松前町議会第5回臨時会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

日程に入る前に、町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長(石山英雄君) おはようございます。貴重な時間をいただきました。心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

町立松前病院の運営につきましては、町民の皆さんには大変なご心配とご迷惑をおかけしております。心よりお詫びを申し上げます。現在、八木田副院長を先頭に4名の医師体制で救急対応など、日夜ご奮闘をいただいております。医師の方々をはじめ、病院スタッフの皆さんにも心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

町立松前病院の執行体制について、先日、12月の6日、八木田副院長からお話したい旨の連絡をいただき、面談をさせていただきました。八木田副院長からは、来年4月以降の医療体制については、現在の4名で話し合った結果、病院をなくすることはできないので、そのまま継続することで確認が取れた旨のお話がありました。また、八木田副院長に以前からお願いしていた病院長への就任につきましても、了承が得られたところであります。しかしながら、病院事業管理者につきましては、現在の職務代理者のままで行いたい旨のお話をされたところであります。八木田副院長におかれましては、これまでの間、医師派遣の要請などで関係機関にご足労をいただいておりますが、副院長としての要請では限界を感じ取られているようでありました。町長と致しましては、そのために1日でも早く病院長に就任いただけるよう、体制づくりが必要だと考えたところであり、本日の第5回臨時会を招集させていただき、関連する条例を改正させていただくことと致しました。条例を可決いただいた後、より効果的な医師派遣の要請が行うことができると考えており、早速私と新院長で15日から16日にかけて、北海道などの関係機関に医師派遣などの要請を行いたいと考えております。

なお、病院事業管理者の職務代理につきましては、病院の執行体制の維持及び医療体制の、診療体制の確保のため、当面の措置として継続することを考えているところであります。今後もあらゆる方法で医師を確保するために奔走する必要があることから、引き続き常勤の医師の確保に向けて、八木田副院長と連携を図りながら、鋭意努力してまいりたいと考えております。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) それでは、議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきまして

は、お手元に配布の通りであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番飯田幸仁君、2番沼山雄平君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、堺繁光君。

○議会運営委員会委員長(堺繁光君) 先程開催されました議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致しまして、議事日程については、お手元に配布のとおり進めること決定致しました。以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎報告第9号 専決処分報告について

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、報告第9号、専決処分報告について、平成28年度松前町一般会計補正予算(第6回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤久君) おはようございます。

ただ今議題となりました報告第9号、専決処分報告について、その内容をご説明申し上げます。本件につきましては、函館市の小中学校のボイラー用煙突内部でアスベスト含有の断熱材の劣化や剥離が見つかった問題を受けまして、飛散性のあるアスベスト含有の断熱材などが劣化した場合、除去や封じ込め、囲い込みなどの措置を講じることとなっており、当町と致しましても早急に飛散調査を実施し、飛散防止対策をとるなどの対応を致そうとするものでございます。

今回、そのアスベスト飛散調査などに係る費用につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分書のとおり専決処分させていただいたところでございます。このため、同条第3項の規定によりまして、議会に報告し、その承認を求めようとするものでございます。

それでは、専決処分書により、その内容をご説明申し上げます。平成28年度松前町一般会計補正予算(第6回)でございます。

平成28年度松前町の一般会計補正予算(第6回)は、次に定めるところによろうとするものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億161万3千円に致したところでございます。2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によることとしたところでございます。

以上のとおり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を致したところでございます。

歳出の事項別明細よりご説明を申し上げます。7ページをお開き願います。

3. 歳出です。7款1項3目温泉休養センター費で、59万4千円の増額計上です。11節修繕料として、30万円の計上です。これは、アスベスト調査により飛散が確認された場合、煙突や点検口の封じ込め措置を講ずることから、その費用の計上分です。13節アスベスト調査等業務委託料として、29万4千円の計上です。これは、煙突用断熱材のアスベスト含有検査及び空气中アスベスト濃度測定調査費用分として緊急を要したことから、その費用の計上分でございます。なお、事業概要は末尾の参考資料に掲げておりますのでご参照願います。

8ページです。10款2項1目学校管理費で、299万4千円の増額計上です。11節学校管理修繕料として、50万円の計上です。これは、松城小学校のボイラー用煙突と点検口にフタをし、アスベストの封じ込め措置を講じることから、その費用の計上分でございます。13節学校管理アスベスト調査等業務委託料として、29万4千円の計上です。これは、煙突用断熱材のアスベスト含有検査及び空气中アスベスト濃度測定調査費用分としての計上分でございます。18節学校管理備品購入費として、220万円の計上です。これは、アスベストが含まれる可能性のある煙突が使用できなくなるため、教室等に配置する暖房機器を購入するため、その費用の計上分でございます。なお、このアスベスト調査結果につきましては、12月の9日付けで報告がございまして、温泉休養センター及び松城小学校ともに大気中の飛沫濃度は基準値以下となっております。また、建材製品中のアスベスト含有率測定方法により、煙突用断熱材に石綿アスベストが確認されましたので、今後撤去に向けて関係機関と協議し、対応をまいります。

以上が歳出でございます。次に歳入でございます。6ページをお開き願います。

2. 歳入です。9款1項1目地方交付税1節地方交付税で、358万8千円の計上です。これは、歳出財源に対応するための計上です。

以上が歳入でございます。2ページにお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入です。歳入合計が、補正前の額52億9千802万5千円、これに補正額358万8千円を増額補正致しまして、補正後の額を53億161万3千円に致したところでございます。

次に、3ページです。歳出です。歳出につきましても補正前の額に358万8千円を増額補正致しまして、補正後の額を53億161万3千円に致したところでございます。

以上が専決処分内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。
お諮り致します。
報告第9号を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。
よって、報告第9号は承認することに決定しました。

◎議案第66号 松前町病院事業の設置等に関する条例及び松前町病院事業
管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第66号、松前町病院事業の設置等に関する条例及び松前町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。失礼しました、病院事務局長。

○病院事務局長(小本清治君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第66号、松前町病院事業の設置等に関する条例及び松前町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表の2ページをお開き願います。下段の説明欄です。病院事業管理者は、松前町病院事業の設置等に関する条例第6条の規定により、病院長としていたところではありますが、これを病院長に限定しないこととするため、関連する条例の一部を改正するものであります。1ページへお戻り願います。

第1条による改正は、松前町病院事業の設置等に関する条例の一部改正であります。第6条は組織であります。現行は管理者は病院長とすることになっておりますが、これを先程説明しましたとおり、病院長に限定しないこととするため、改正案のとおり管理者を置く規定に改めようとするものであります。

次に、第2条による改正は、松前町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。第2条は給与の種類であります。第1項では改正がありませんが、管理者が医師以外となった場合の規定であります。第2項では、現行管理者が病院長である場合の規定であります。これを改正案のとおり、管理者が医師となった場合の規定に改めようとするものであります。

第3条は給料であります。第1項では、現行管理者が病院長である場合の規定で、月額138万6千円の範囲以内で改正案のとおり、月額56万5千円に改めようとするもので、これは管理者が医師以外となった場合でございます。金額については教育長と同額であります。

次に、現行の第2項、第3項としまして、改正案のとおり、新たに第2項としまして、管理者が医師である場合の給料の額の規定を加えようとするものであります。

次に、1ページから2ページにかけての第6条は、扶養手当等であります。子細のとおり、文言の整理を行おうとするものであります。

第7条は旅費であります。現行町長相当額を改正案のとおり、副町長相当額にし、管理者が医師である場合は、町長相当額に改めようとするものであります。

次に、附則でございます。この条例は、公布の日から施行致そうとするものであります。

以上が、議案第66号の内容でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

3番。

○3番(福原英夫君) おはようございます。よろしくお願い致します。

ようやく落ち着いたかなあという気持ちがありますけれども、今回八木田副院長が院長として、これから町立病院を維持管理していただくという決断していただいたことに、心から、やはり感謝とお礼を申し上げたいと思います。この体制を整えるにあたり、医局の先生方の理解と管理運営を担当する職員と、町部局が課題解決のために尽力した賜物と思います。地域医療を今後とも管理運営をいただく目途が立ったことは、多くの町民の皆様は安堵したと思います。地域医療を危機に陥れるような事態を二度と私は繰り返しては行けないと、これは自問自答、また、大きい反省を致しているところでございます。

それでは、早速質問に入りたいと思います。第1条第1項で改正する事項について、三つ、その他三つございます。まず、一つ目、医局と管理部門を分離すると捉えるが、従来院長兼務ではなく、分離したのはどのような背景からなのか、まず伺いたい。

次に、今後とも町立病院は、全部適用による管理運営するということによろしいでしょうか。これは、確認でございます。

三つ目として、当面院長が職務代理者兼務で管理運営するとのことですから、早急に管理者を選考、任命しなければならないと思うが、管理者の選考方法について、三つほど伺いたいと思います。

管理者の採用にあたり、その資格の基準をどのように考えているか、あるのかないのか含めて。更に二つ目には、管理者の予定者はいるのかというのを確認。三つ目は、この管理者を選考するにあたり、病院長と十分な協議が必要と思いますが、協議をする考え方があるのか。

その次に、第2条第2項の給与について、管理者の給与と身分について伺いたいと思います。この管理者と院長を兼務していたときの136万ですか、今度は管理者で分離して56万ということですが、それと身分について伺いたいんです。先日、議員控え室でちょっとご説明ありましたが、改めてお聞かせください。

その次に、院長が当分職務代理者を兼務する場合の給与について。当たり前のこととして支給はしないんでしょうけれども、しかし、去年、あのような形で、あっ、去年でなくて今年、木村前院長さんが亡くなった、あの辞職した後、ごめんなさいね、ちょっと辞職した後、殺してしまいました、申し訳ございません、訂正してください、削除していただいて。

このときからずっと管理者と兼務してきましたのでね、そして、病院の医局の事務がものすごく多忙で、そうして今回は午前中の診察で終えているというふうな、そういうブラッシングをしましたので、いろいろとこのことで負担が多いので、このときの、現在の職務代理者の給与っていうのは、従来私達が考えている職務代理者以上の負担が多いものですから、どのように考えるのかなと。

以上、大きくは5点、その他、質問1で、3番目で3項目ございますけれども、お答え願いたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 最初に、病院事務局長。

○病院事務局長(小本清治君) ただ今の福原議員のご質問でございますけれども、一つは医局と管理部門を分離すると捉えるが、従来の院長兼務ではなく、分離したのはどのような背景からなのか伺いたいというご質問だったと思います。これにつきましては、冒頭町長からお話ございましたように、八木田副院長が院長として残るためのものございまして、職務代理者を希望していることからこのような形になったということでご理解をいただきたいと思っております。

2点目が、今後の全部適用による管理運営はするのかということにつきましては、先程ご説明申し上げました条例の一部改正につきましては、全部適用を継続するための一部改正でございますので、説明した内容のとおりでございます。

それから、次に資格の基準でございますけれども、資格の基準につきましては、地方公営企業法の第7条の第2項に基づく資格基準を満たしている者、要するに第1項の中で執権を有する者、運営に関して執権を有する者の中から選ぶというふうなことになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、ご質問の最後の方でございますけれども、給与についてでございますけれども、管理者の給与と身分について伺いたいというのは、管理者は、これは職務代理者である副院長ということで、院長の給料表に基づいて給料は支給されるということになっておりますので、管理者としての給料でなくして医師、院長としての給料表による給料も支払うというふうなことになります。

2点目につきましては、また後で町長の方からお話があると思っておりますけれども、当分職務代理者を兼務する場合の給与について伺いたいということでございますけれども、これは、先程申し上げましたように院長の給料に基づくもので支給を致すということでございます。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 私の方からは、管理者の予定者はいるのか、更には管理者の選考にあたり、十分な協議が必要ではないのかというふうな伺いだったというふうに思います。安定した病院の経営、運営をするために、町長と致しましては八木田副院長には病院事業管理者、更には病院長の就任を今までお願いしてきていたところであります。今、現状で予定者はいるのかというふうなお伺いがあります。私は、八木田副院長に病院事業管理者になっていただきたいというふうなことを、これからもお願いしてまいりたいというふうに思っているところであります。更には、管理者の選考にあたり、十分協議が必要かというふうなお伺いがあります。病院事業と町長とは強い信頼関係がなければ、病院事業管理者は選任できないというふうに思っておりますので、病院長とは、十分に連携を取りながら、協議をしながら進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

それから、今、事務局長からもご答弁ありましたけれども、給料につきましては、あくまでも院長の給料の対応を取らせていただきたいというふうに思っているところであります。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 3番。

○3番(福原英夫君) 何か、今日、間違っただけで、ごめんなさいね。何かリズム悪いな、動揺してるな。

1番、2番はわかりました。それと、管理者の採用にあたって、7条の関係でこう言われましたの、それはそのとおりだなというふうに思います。しかし、このこと、分離することはどういう意味を持つかというのと、先程町長は答弁でなるべく院長に兼務してもらいたいよというふうなことをおっしゃいましたけれども、やはり、分離することもやぶさか

でない、そして、管理者が院長でもこれもオーケーだよと。しかし、今回の病院の実態を引き受けてくれた実態見ますと、八木田先生の意向としては医局の事務、診察、現場を対応したいという強い希望があって、こういう一部条例改正に至ったんでないかなと思いますよ。ですから、町長、もう少しそのところはね、八木田先生と管理を任されてる事務局長であり、副管理者とよくお話をしてほしいなということをお願いしたんです。そして、ここの予定者でなく、十分な協議が必要というのは、今まで十分にしていたつもりと、本当にしたのかっていう疑問符が多かったものですから、町長自身はやはりしていたんだという気持ちでございましょうけれども、そうではなく、受け取る側はもう少し来てほしいなあと、もう少し話し合いしてほしいなあとという気持ちがあったんでないかなと思ったんですよ。それで、以前、町の方の担当分野を担う方とお話したんですけども、それと前の一般質問でも言いましたけれども、町長が行けないとき、副町長であり総務課長が積極的に行って悩みだとか、問題、課題、悩みその他を十分に聞く回数を多くしてくださいよと私は言ったつもりなんですけども、なかなか遠くから聞こえてくる声は、そのようなことが実現されていないように思いました。ただ、今回こういうふうには八木田先生が落ち着いてくれたもんですから、特にここの質問1で言った3番目の、そして3項目目の十分な協議、ここを間違わないでほしいなあとと思ってました、これからは。

それと、質問2の、先日も管理者の給与について、議員控え室で報告あったときに教育長職と同じぐらいの給与だよということ言われたもんですからね、そうすると、院長と管理者を分離するっていうことは、きちっと今度は、院長が兼務してるんであればいいですけども、管理者を分離するということは、ここで身分というのが出てくるんでないかなと素朴に思ったんです。ですから、そのところをきちっとしていた方がいいかなと、検討中であれば検討でいいし、いや、そのようなことを考えることがないんであればないでいいんですけども、やはりそこに身分というのが大事かなと。退職した人でも、外部から連れてきてもいいし、しかし、今度は議会に出る、そして答弁しなければ、提案しなければならぬということになれば、そのところが十分に必要かなというふうに思ったもんですから、その2点だけ、今お答え願いたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) まず、管理者についてであります。議員のご指摘のとおりでありまして、何回も申しますけども、私は安定した病院経営するためにはですね、院長と事業管理者一緒であってほしいというふうな願いもありまして、ずっとお願いをしてきているところであります。しかしながら、今、八木田副院長は医療に専念したい、現場を重視したいというふうな思いが強いものでありますので、私はその部分を尊重したというふうな形がですね、今回の条例改正案だというふうにご理解していただきたいと思うんであります。本当に、新しくなる院長に負担をかけることは、ちょっと避けていきたいというふうな思いでですね、今般の条例改正案の提案というふうなことであります。

しかしながら、病院事業管理者は大事でありますので、早く任命できるような体制づくりができればいいなというふうに思っておりますし、十分、院長とは協議をしながら進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

また、2点目の協議不足があったというふうな、確かにそれは言われると反省する部分もあるわけでありまして、ただこういう現状、今般八木田副院長、更には医局の3名の医師がですね、このように松前町にとっては大きな処方箋をいただいたというふうに思っておりますので、町長と致しましては、八木田副院長、医局の3人の先生の思いを十分に尊重して進んでいきたいというふうに思っております。これから、本当に十分協議を重

ねながらですね、病院の目指すところであります愛される病院づくりに努力をしまいいりますし、医師の確保のために連携取りながら、情報を共有しながら、一日も早く、1人でも2人でも八木田院長が、新院長が望むような医師の確保の体制に努力をしまいいりたいというふうに思いますので、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。一歩進んでしまいいりたいというふうに思っておりますので、ぜひご理解していただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 次に、給与と身分について、病院事務局長。

○病院事務局長(小本清治君) 福原議員の、院長と管理者を分離するというご質問でございましたけれども、決して本条例の一部改正については分離するものではございません。あくまでも、不在の場合においては、院長を職務代理者に定め、職務代理者が管理者と同等の権限で病院運営を執行すると。いわゆる職務代理者イコール、管理者イコール院長というふうな形で整備をさせていただいたということでございます。松前町の病院事業管理者の職務代理者の規定がございます。その1、第1順位が病院長になるということでございます。管理者の不在のときについては、優先順位から職務代理者を選択するというふうなことでございます。これは、地方公営企業法の第13条の第1項の規定に基づいて事業管理者の職務代理者に関して、必要な事項を定める規定をつくる、つくりなさいということとなっておりますので、そういうふうにして、規定の中で第1順位が院長、それから第2順位が副院長というふうな形で規定を定めようとするものでございます。決して分離するものではございません。

給与につきましては、先程も申し上げましたけれども、医師給料表、別途定める医師給料表に基づいて、副院長職の4級職から5級職というか、院長職の給与規定に基づいて支払いをするということになります。この給与規定につきましては、22年に改正を致しまして、医師経験年数が20年になった場合については昇給しないという、そういう医師給料表が現在も生きております。よって、20年医師経験年数、八木田副院長は21年を医師経験年数持っておりますので、最高号俸で医師給料の決定をするというふうなことで、前院長と変わらないというふうなことでございます。

○議長(伊藤幸司君) 3番。

○3番(福原英夫君) 特に医療を守るということは、大変な負担といろんなネットワークを通じて、人脈を通じて確保しなければならないことを目の当たりにしたのかなど。1人の力というのは本当に弱いなあというふうなことを自分自身が感じたわけでございます。地域医療を安定的に管理するため、やはり全国であまり例がない独立行政法人導入に向けて5年間にわたり、やはり管理者と町理事者が協議を続けてきたんです。結果として、独立行政法人導入を中断し、多くの優秀な人材を失う事態を招いてしまったんです。これは紛れもない事実ではないかなというふうに思います。それぞれが大きな痛手を受けた。特に病を抱え、苦しんでいる町民の多大な心労を強いる結果となった。やはり、町民ありきなんですよ。町民がいて、町民の必要に応じてやはりこの施策、判断をしなければならなかったと。やはり、町民に本当に大きな苦痛を与える結果になったなど。今回は先生方の恩情ある決断をいただいたことで、ようやくハードルを一つ越えることができましたけども、しかし、これからです。地域医療を守るには、ますます困難を極める時代です。松前町独自に医師確保のために導入し、大きな成果を上げてきた地域医療の教育機関としての役割等は早く回復させることや、医局の先生方の負担軽減のために、医師の確保に頑張らなければならない。更に、町民、道内、全国に失った信頼と、医師との信頼関係の回復に努めるために、一つ一つ課題を着実にクリアしていかなければならないと思います。町長のこれからの気持ちを聞かせていただいて、私の質問を終わります。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 大変厳しいご指摘をいただいたわけでありまして。まずもって、医局の皆様方の負担を軽減するための医師の確保は急務だと思っておりますし、新しくなられます院長、八木田病院長におかれましては、議員ご指摘の教育機関の継続も考えているようではありますので、その実現に向けて連携を取りながら進めてまいりたいというふうに思っております。大事な病院でありますから、引き続き全力で守っていききたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

10番。

○10番(斉藤勝君) まず1点、町長に聞きますけれども、八木田先生が病院長になった、あとは副院長はどうなるのか。今、八木田先生の専権事項なのかもしれませんけれども、その点の話し合いはしているのかどうか、この1点を町長にご答弁願います。

更にもう1点はですね、公営、地方公営企業法で町長、副町長、或いは議会議員、或いは役場の職員、これは管理者になれないという決まりがあるやに承知しておりますが、この点については、総務課長でも内藤参事でもご答弁願いたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 院長が、副院長が院長になることによりまして、結局副院長のポストが空くわけでありまして。この件に関しましてもお話をさせていただいたところでありまして。しかしながら、今、例えば今日にもですね、病院長に就任するとした中で、やっぱり新しい病院長は院長なりの人事の構想もあるでしょうから、これからゆっくり話し合いながら、次の体制を、病院長の意思を尊重できるような体制づくりをしていかないとないというふうに思っています。その部分については、お話をさせていただいております。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今、斉藤議員から質問のありました管理者の関係ですが、正しく言われるとおり、町長、副町長、その他公共団体の職員は管理者と兼ねることができないと。一旦辞めた後に管理者の選任は可能であります。例えば、副町長という身分を持ちながら管理者を兼ねるだとか、町長をという身分を持ちながら管理者を兼ねるということではできません。ただ、この松前病院で言えば、24年の10月1日から管理者制度を行ってきておりますが、その前につきましては、公営企業法上、管理者を置かないというふうな条例を制定しまして、その管理者の権限を行うのは地方公共団体の長になると、町長になるというふうな形で公営企業法上決まっておりますので、あくまでも町長がやる場合には、その権限を有するためには管理者を置かないというふうな条例を制定してからでないといけないというふうになっております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 10番。

○10番(斉藤勝君) よくわかりました。例えば、副町長が管理者になる、それは副町長を辞して、その職を辞してからでなければなれないと。むろん、職員も同じように、答弁あったようにそう受け止めます。

もう1点はですね、町民の病院ですからね、設置者っていうのは町長ですから、町長が最高責任者です。ですから、これから今、3番議員からもお話ありましたけれども、これからの病院運営について、十分新しい病院長と町長が心を合わせてですね、進めていきたいと、いただきたいと思うわけですから、町長の見解を求めておきます。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 先程も答弁させていただきましたけれども、本当に今般の病院副院長

と医局の医師の皆さんの判断には、本当に敬意を表すところであります。この思いをです、町の病院を思う医局の先生方の思いを尊重しながら、十分連携してまいりたいというふうに思っておりますし、病院の目指すところの愛される病院に全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

9番。

○9番(梶谷康介君) 冒頭、町長からお話のありました松前病院の体制、何とか最低の線で落ち着いたのかなと、私も気持ちとしては嬉しく思います。ただ、そういう形の中で、これからの病院運営に関しては、私は一般質問通告しておりますので、その席上で改めてお尋ねしたいと思います。条例改正に関してお尋ね致します。

この中身を見ますとね、現時点では院長が事業管理者を引き受けないと、そのためにこういう条例改正になったと、そういう理解はできます。同時にね、事業管理者が不在の形の中でどう対応するかという説明は、質問の過程で職務代理者という説明ありました。この条例を見た限りではね、そういうお話を聞かないとわかんないんですよ、はっきり言ってね。だから、そういうわからない部分は規定できちっと整理しておりますよという話がありましたから、当然その規定の中身もこの条例改正と共に整理してなければいけないんですね。ところが、説明の段階ではそういうものがないために、今の状態が果たして規定の中でどのようになっているのかっていうのはわからないんです。ですから、規定の中ではこういうふうに整理しておりますよと、誰が駄目なら誰がなりますよみたいなものはね、きちっと整理されているはずですからね、そうしたものを示しながら説明していただければもっとありがたかったなあとと思いますんでね、改めて、その整理された規定を参考資料として出してね、きちっと説明していただきたいと思いますんで、議長、取り計らい願いたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) まず、規定について説明させます。

総務課長。

病院事務局長。

○病院事務局長(小本清治君) 松前病院の職務代理者を、管理者の職務代理者を置く規定でございますけれども、参考資料として提出していなかったことにつきましては、お詫び申し上げます。

内容につきましては、松前町病院事業管理者職務代理者規定の一部を改正する規定という内容でございます。その内容につきましては、第2条中、第2条第1項中、

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩致します。

(休憩 午前10時47分)

(再開 午前10時47分)

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

ただ今、9番議員より、資料の要求がございました。この際、規定について、資料の要求したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。そのようにさせていただきます。

一言申し上げます。

先に、少しどういう規定なのか、簡略的に先に説明させようと思ったものですから、大

変失礼致しました。

では、資料の要求をすることに決定を致しましたので、そのように計りたいと思います。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時48分)

(再開 午前10時52分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

資料の準備ございますので、10分間休憩致します。

(休憩 午前10時52分)

(再開 午前11時02分)

○副議長(西村健一君) 再開します。

資料の、要求された資料の提出がされておりますので、資料説明をお願い致します。

病院事務局長。

○病院事務局長(小本清治君) お手元に配布致しました新旧対照表を末尾につけておりますので、これに基づいてご説明を申し上げたいと思います。現行につきまして、左の欄でございませけれども、職務代理者、第2条、管理者に事故があるときは、または管理者が欠けたときは、次の順序で職員の管理者の職務を代理する。第1順位副院長、第2順位副管理者(事務)、第3順位事務局長。第2項と致しまして、管理者及び副院長云々、第1項の部分に共に事故があるとき、または欠けたとき、事務局長の職にある者が管理者の職務を行うと定めております。改正案でございませけれども、右側の欄でございまして、職務代理者第2条の第1項でありますけれども、その第1順位を病院長とし、以下第2順位を副院長、第3順位を副管理者(事務)。第2項と致しまして、第1項で述べた管理者は病院長、副院長及び副管理者と共に事故があった場合につきましては、事務局長の職にある者が管理者の職務を行うと定めているものでございます。

○副議長(西村健一君) 以上、説明が終わりました。

9番。

○9番(梶谷康介君) 規定はね、議決事項ではないにしても、説明の過程で言葉が職務代理者とかって出てきたときに、その中身がどうなのかっていうことを、当然こういうものがあって初めてわかることですから、できればこういう形で資料は今後ともお願いしたいと思います。以上です。

○副議長(西村健一君) 町長。

○町長(石山英雄君) 梶谷議員からのご指摘、真摯に受け止めたいというふうに思います。配慮に欠けてた部分がありますので、ご容赦いただきたいというふうに思います。今後はこのようなことのないように務めてまいりたいというふうに思います。

○副議長(西村健一君) その他質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○副議長(西村健一君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(西村健一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第66号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(西村健一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○副議長(西村健一君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって平成28年松前町議会第5回臨時会を閉会致します。

どうもご苦勞様でした。

(閉会 午前11時06分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

副 議 長 西 村 健 一

署名議員 飯 田 幸 仁

署名議員 沼 山 雄 平